



2024年11月14日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘
(コード番号：2934 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 樋口 雄也
(TEL. 03-6427-4662)

第16回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年7月26日付「第16回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第16回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）の延期を決定しておりますが、本日開催の取締役会において、本定時株主総会招集のための基準日について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会に係る基準日等

当社は、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年11月30日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2024年11月30日（土）
- (2) 公告日：2024年11月15日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://jffrontier.jp/ir/epr/>

2. 本定時株主総会の開催日程等について

本定時株主総会の開催予定日、開催場所及び付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 本定時株主総会の招集のための基準日変更の理由

当社は、2024年7月18日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び2024年7

月 26 日付「第 16 回定時株主総会の延期に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、一部の広告売上取引における売上高及び原価の計上について、会計監査人より不適切な会計処理がある旨の疑義が生じているとの指摘を受け、特別調査委員会を設置のうえ、本事案及び類似する事象の有無等についての調査を進めておりました。このため、本定時株主総会の招集に着手できず、延期を決定しております。

本定時株主総会の開催日の調整を続けておりますが、本日において、当初基準日（2024 年 5 月 31 日）はすでにその有効期間を経過しておりますので、調査終了後速やかに本定時株主総会を開催できるよう、本定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。なお、新たな基準日の有効期間は 2025 年 2 月 28 日までとなります。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には、何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上